

平成28年度

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成29年1月30日)

## 1 会議の名称

平成28年度第8回福島県環境影響評価審査会

## 2 日時

平成29年1月30日（月）

午後1時30分開会 午後4時閉会

## 3 場所

福島県環境創造センター 本館会議室

## 4 議事

- (1) (仮称) 白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書について（事業者による説明と質疑応答等）
- (2) (仮称) 須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書について（事業者による説明と質疑応答等）
- (3) 渡辺最終処分場第3期計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申（案）
- (4) (仮称) 阿武隈南部風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明と質疑応答等）

## 5 出席者等

### (1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員、岩田恵理委員、木村勝彦委員、齋藤貢委員、高荒智子委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上専門委員、須藤専門委員 以上11名

### (2) 事務局

環境共生課長 遠藤洋、主幹 荒井浩之、主任主査 柴田久男、副主査 新村博、技師 菊地優也、以上5名

### (3) 傍聴者 8名

## 6 議事内容

### (1) 開会

### (2) 議事録署名人の選出

### (3) 議事

ア (仮称) 白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書について（事業者による説明と質疑応答等）

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、以下の質疑応答が行われた。

**【伊藤委員】**

「水生生物の定点調査は、流況等の環境を考慮し、各水系を代表できると考えられる地点を調査定点として設定しています。」とありますが、具体的にはどういう意味ですか。

**【事業者】**

河川の上流から下流までの流速等を含む流況や底質の状況を見て、調査定点を設定しました。それ以外の調査地点についても、任意的に見るような形で調査を進めたいと考えています。

**【須藤専門委員】**

本発電所はどれくらい稼働させる予定ですか。

**【事業者】**

20年です。

**【須藤専門委員】**

20年過ぎたらどうするのですか。

**【事業者】**

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づく電力会社の電気買い取り期間に基づき事業計画を策定していますが、この期間が終了した後も、メンテナンスを続けることで発電事業を進めたいと考えています。

**【議長（稲森会長）】**

2040年頃を目途に、福島県内のエネルギー需要の100パーセント以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで賄う県の目標があります。そこで福島県で電気の生産能力がどれくらいあるのか、火力発電は首都圏に電気を供給するものが多いですが、どれくらい福島県内に電気が供給されるのか、ある程度想定はしていた方がよいと思います。そして今後様々な発電所建設計画が出てくるとは思いますが、その中で本発電事業の出力である44.8メガワット/時は県全体の再生可能エネルギーによる発電能力の何パーセント占められているのか、試算しておくことは大事だと思います。また、方法書を見ると東北新幹線のトンネルの上にも太陽光パネルを設置する計画となっていますが、大丈夫なのか教えてください。あと、太陽光パネル下の雑草をどう管理していくのかや、伐採材木量等、今分かる範囲でいいので教えてください。

**【事業者】**

トンネルの件ですが、現況だと敷地表面-トンネル外殻間は40メートルの距離があります。トンネル上部の敷地では切土工事は行わず、10メートル程度の盛土を行うことで、太陽光パネル設置用地を整える予定です。伐採材木量については未定であり、今は示すことはできません。準備書で示すこととします。雑草については、適宜草刈業者に委託する予定です。雑草の高さがパネルの高さに達するのであれば、草刈を実行します。

**【議長（稲森会長）】**

雑草の生長速度は速いです。そして広大な敷地面積なので、管理が大変であると思いました。効率的なやり方は考えていますか。

**【事業者】**

地表面にクローバーなどの種子吹付を行い雑草が生えないようにする、砂利を敷くことも考えています。除草剤は使用しません。

**【議長（稲森会長）】**

どちらにせよ面積が広大なので大変そうですが、20年後も含めて、発電所のメンテナンス方法についてよく考えておいてください。

**【木村委員】**

昨年度は再生可能エネルギー発電会社の倒産が多かった。仮に途中で会社が倒産した場合、発電所の運転をどうするのですか。保障の積み立てはされているのですか。

**【事業者】**

本事業はプロジェクトファイナンスという形のスキームで計画しており、もし弊社が倒産した場合、銀行が一時的に出資持分を取得して、新たなスポンサーを探すこととなります。

**【木村委員】**

具体的に昨年度倒産した事業者はどのような動きをしているのか、わかりますか。

**【事業者】**

他社の状況はわかりかねます。

**【木村委員】**

太陽光発電所の規模の大小に関わらず、太陽光パネルがあちこちに設置されていますが、それが持続的かどうかという問題があります。安易な骨組みで発電所が設置されているものもあり、そういうものが増えていくと収拾がつかなくなると思います。

**【議長（稲森会長）】**

もちろん事業性を含めて適切に発電所を稼働できるよう計画を立てていると思いますが、そのように発電会社が倒産した後の太陽光発電所の維持管理をどうするのか、県も含めて対応を考えておくことは大事だと思います。

**【事務局】**

県議会の方でも、万一太陽光発電会社が倒産した場合、パネル等の廃棄物はどうなるのかという質問が出ておりますので、その点について事業者の方で整理していただければと思います。

**【濱田委員】**

パワーコンディショニングシステム（PCS）の発生騒音レベルが70デシベル（カタログ値）で、事業用地と直近の民家までの距離が約200メー

トルとなっており、単純な距離減衰の計算だとおそらく46デシベルの減衰、したがって民家の位置では30デシベル以下の値となると思っています。ただしPCSの発生騒音は重音成分ですので、環境騒音より10から15デシベル低くても人間の耳で感じてしまい騒音苦情を訴える人がいますので、30デシベル以下になるから大丈夫というのは断定できないと思います。傾斜地の関係等で、事業用地から民家を見通せないという状況であれば、分からなくもないです。

**【事業者】**

一番近い民家は対象事業実施区域の西側の道路と川の交差点付近の位置にあります。造成区域の境界から残置森林を挟んで民家までの距離が約200メートルとなっています。そして、造成区域は民家区域と比べると標高が高く、造成区域から民家を見通せないことが分かっています。また、PCSを造成区域の境界に置いていることを前提に騒音の計算をしており、実際は民家から距離が十分に離れた位置にあるパネル付近に設置します。以上のことから、PCSによる騒音の影響は小さいと考えています。PCSの種類については、小型のものを採用することを検討しており、その場合はパネル架台の下に設置します。大型を使用する場合は、パネルにより発電した電気を一か所に集める方式になり、事業用地内に約45台設置することになります。

**【議長（稲森会長）】**

影響があるないに関わらず、測定はした方が安心だと思います。

**【由井委員】**

両生類・爬虫類について、方法書で調査範囲が示されておらず、調査方法は任意確認法となっているのですが、対象事業実施区域内及びその周辺に小川が3つくらいありますので、両生類・爬虫類は普通に存在すると思います。準備書段階の話になると思いますが、60～70ヘクタール造成するわけですので、両生類・爬虫類含めた地上歩行性の動物が上手く逃げられるように開発を進めなければならない。調整池や残っている小川に追い込むなどが考えられるわけですが、その環境保全措置を講じる上でも、両生類・爬虫類についてはどのような踏査ルートで調査するのかしっかり図示した上で調査すべきです。

**【事業者】**

両生類・爬虫類の調査範囲は、哺乳類の調査範囲（対象事業実施区域及びその周囲200メートルの範囲）と同じですが、特に水辺を中心に調査していきたいです。踏査ルートについては、準備書に記載させていただければと思います。

イ（仮称）須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書について（事業者による説明と質疑応答等）

事業者から、同配慮書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、以下の質疑応答が行われた。

**【岩田委員】**

この事業の前の、沢又山風力の時に、確か、風車と民家の距離が近すぎるということと、地下水を近くの方が使っているという二点で、結構地元の方が嫌だと言う方が多かったと伺っていましたが、その調整はうまくいっているのですか。

**【事業者】**

地下水と近いということですか。平田村でということでしょうか。

**【岩田委員】**

はい。

**【事業者】**

風車の位置に関しては、前回の事業者が検討していたところからは、なるべく平田村から離す配慮はしています。とはいえ、景観の関係で平田村から見える位置にはありますので、調整は今後進めていきたいと考えています。

**【岩田委員】**

前は、本当に近かったと思いましたが、今回も1 km程度の所に民家があるので、そこに住んでいる方との事前調整は、すごく大事なかなと思うのでしっかりとした対応をお願いします。

**【事業者】**

了解しました。

**【木村委員】**

事業区域のほとんどが国有林ですが、国有林の手続状況はどのようになっていますか。

**【事業者】**

現在行っている風況調査と、環境影響評価手続等の進捗状況を確認してもらいながら、国有林の方の審議が進むことになっています。

**【木村委員】**

林野庁の手続は簡単に進むものではないと聞いたことがあります。

**【事業者】**

林野庁の手続については、まずは固定価格買取制度に基づくルートにのることで事業の公共性というか、それと事業の确实性を示すことで進むと認識しております。

**【木村委員】**

この事業に限るものではありませんが、風力発電が山の稜線上に計画されているものが多いです。稜線上は森林を残してあまりいじらない場所という認識が変わってきています。稜線上には特有の動植物も存在するので、事業者というか県がもう少し、慎重に進めるのがよいと思います。個別の事業毎

にここは良い、ここは悪いではなく、県土全体で、どういったところで事業を進めるのかを考えるべきです。

**【議長（稲森会長）】**

県として、2040年頃を目途に県内のエネルギー需要の100パーセント以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで賄うという目標を掲げるのであれば必要なことですので、県でもよろしくをお願いします。

**【由井委員】**

大半が国有林ということですが、福島県の国有林は全て緑の回廊に含まれているのではなかったでしょうか。

**【事業者】**

この国有林は、緑の回廊の対象外となっています。

**【由井委員】**

2,300キロワットと800キロワットの2案で風車の配置を想定していますが、住宅への騒音や風車の影の影響等の調査結果を踏まえて、設置する場所により風車の大小を変えるというようなことはあり得ますか。

**【事業者】**

違う機種を組み合わせというのはこれまであまり経験がありません。技術的には可能なものですが、建設して運転する時の効率等考えると統一するのが普通です。

**【山本委員】**

鳥獣保護区や景観等を考慮し、風車位置を変更することはありますか。

**【事業者】**

現状の風車位置は標高によるものではありませんが、今後の各種調査結果等を踏まえ、具体的な場所はこれから計画します。

**【岩田委員】**

既存（過去）の調査データがあるから、今回調査を省略するというようなことはやりませんよね。

**【事業者】**

やりません。今回、改めて調査を行います。

#### ウ 渡辺最終処分場第3期計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申（案）

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、事務局から説明し、特に修正につながる意見はなく了承されたが、専門委員から以下のコメントがあった。

**【須藤専門委員】**

事業者に対して私から述べました意見について補足します。汚泥に硫酸カルシウムが多く占められていて、そして汚泥の含水率が50パーセントとい

うことですが、雨が降ると雨水に硫酸カルシウムが溶け込み、硫酸イオンが含まれることとなります。これが雨水に含まれていると、汚泥中に微量に含まれるウランとトリウムを溶かし出す可能性があります。アメリカではウラン鉱石からウランを取り出すときには硫酸を流して、ウランを回収していますので、それと同じようなことが起きないかと懸念しました。放流水のウラン、トリウムイオン濃度は事業者提供データを見ると確かに低いですが、そうすると調整槽の方にウラン等が蓄積している可能性があるため、その処理をどう行っていくのかが1つの問題になる気がしますので、基本的なこととして浸出水の硫酸イオン、ウラン、トリウムイオンの濃度を測定した方がよいと思います。あともう1点ですが、本事業に係る現地調査を実施したときに、浸出液処理水の放流先の周辺には住宅が多いと感じました。水中に溶けているウランはごく微量ですが、酸化物として底泥に溜まります。これまで1,2期と長年処分場を供用していることから、ウランが河川底泥に蓄積している可能性もありますので、後々問題になるよりも、一度横手川の底泥中のウラン、トリウムの測定をしておいた方がよいと思います。以上のことについて、事業者は準備書に記載すると見解を述べているので、対応としてはこれでよいと思います。県の方でも、このようなデータは抑えていた方がよいと思います。

#### エ (仮称)阿武隈南部風力発電事業環境影響評価方法書について(事業者による説明と質疑応答等)

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた。

#### (4) その他

今後の各事業における環境影響評価の手続きの予定、審査会開催の予定について、事務局から説明した。

#### (5) 閉会